# *Good To Go!*™ 通行料請求書の支払いについて

Washington State Department of Transportation

## 1 SR 520 橋 または Tacoma Narrows 橋 を通行する

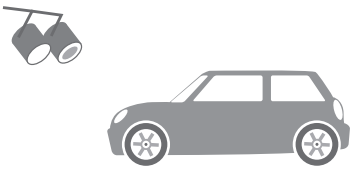

- ライセンスプレートの写真が撮影されます。
- プリペイドの *Good To Go!* アカウントをお持ちでない車両の登録所有者には、請求書が郵送されます。

## 2 通行料請求書を受け取る

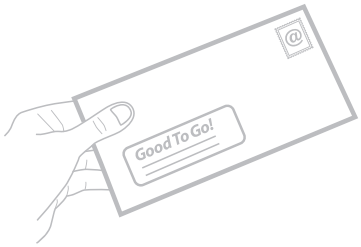


- 車両の登録所有者は、本人が運転していたかどうかに関わらず、通行料請求書を支払う責任があります。
- 橋の通行後 14 日経過しても請求書が届かなかった場合は、お手数ですが *Good To Go!* のカスタマーサービス（電話 1-866-936-8246）までご連絡ください。
- 請求書に疑問な点がある場合は、すぐにカスタマーサービスまでご連絡ください。

## 3 請求書を支払う

- **オンライン:** wsdot.gov/GoodToGo
- **電話:** 1-866-936-8246
- **郵便:** Good To Go!, P.O. Box 300326, Seattle, WA 98103
- **カスタマーサービスセンターで直接:**

  ベルビュー：13107 NE 20th Street, Bellevue, WA 98005

  シアトル：4554 9th Ave NE, Seattle, WA 98105

  ギグ ハーバー：5801 Soundview Dr. STE 50A, Gig Harbor, WA 98335

## 支払い期限にご注意ください！

期限内のお支払いで追加料金を避けましょう。

**30** 日を超過した未払いの請求書 – 再処理手数料として請求書に **5** ドルが追加されます。

**80** 日を超過した未払いの請求書 – 民法に違反し、請求書に記載された未払いの通行料 **1** 件ごとに **40** ドルの罰金が追加されます。

不払い – 請求書が集金代行業者へと回され、車両登録の停止処分が課される場合もあります。車両登録の停止処分が課された場合は、***Good To Go!*** のカスタマーサービスまでご連絡ください。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください：***wsdot.gov/GoodToGo***

**公民権法第 6 編**（Title VI）**の告示：**ワシントン州運輸局（WSDOT）は、1964 年の公民権法第 6 編 （Title VI）に従い、当運輸局の連邦政府資金によるプログラムおよび活動において、いかなる人も人種、肌の色、出身国、または性別によって、参加を許可されない、利益の享受を拒否される、あるいはこれ以外で差別されることがないと保証することをその方針としています。公民権法第 6 編で保護されるべきご自身の権利が侵害されたと思われる方は、ワシントン州運輸局の機会均等課に苦情を申し立てることができます。公民権法第 6 編に関連する苦情申し立て手続きや無差別平等義務についての詳しい情報は、機会均等課の Title VI コーディネーターを務めるジョージ・ラウエ（George Laue 電話：(509) 324-6018）またはジョンテ・サルトン（Jonte' Sulton 電話：(360) 705-7082）にお問い合わせください。

**障害を持つアメリカ人法**（Americans with Disabilities Act / ADA）**の情報：**この資料は、WSDOT ダイバーシティ / ADA コンプライアンスチーム（wsdotada@wsdot.wa.gov）への電子メールまたはフリーダイヤル（855-362-4ADA / 855-362-4232）へのお電話でご請求ください。聴覚に障害をお持ちの方は、お電話 711 番で Washington State Relay （ワシントン州の聴覚障害者向け無料サービス）に請求を依頼することができます。